

京都市（市役所）における測量・設計等に係る主要種目の等級格付の概要（令和6年度格付）

1 概要

京都市（市役所）の測量・設計等に係る競争入札参加有資格者のうち、主要3種目に登録しており、京都市内に本店（主たる事務所）がある中小企業を対象に、等級格付を行っています。

対象種目に係る競争入札に参加するためには、通常は、業務の予定価格に対応した等級に格付されている必要があります。（格付ではなく、履行実績等を入札参加要件とする場合もあります。）

対象種目	測量、土木設計、建築設計
------	--------------

※ 登録・格付共に1種目のみ可能です。（測量と土木設計に限り、両方登録・格付できます。）

2 格付期間

4月から翌年3月までの1年間

3 格付の方法

格付期間の前年度（以下「前年度」といいます。）の秋季に郵送で申請を受け付け、審査のうえ、経営事項に係る点数と京都市評価事項に係る点数を合計した総合点数等により等級格付を行い、等級と総合点数を前年度末にお知らせします。

(1) 経営事項に係る点数

ア 前年度10月末の直前の事業年度の対象種目に係る完了実績額

		評価点
2,000百万円以上		90点
1,000百万円以上	2,000百万円未満	75点
500百万円以上	1,000百万円未満	60点
100百万円以上	500百万円未満	45点
100百万円未満		30点

※ 財務に関する報告書、現況報告書、損益計算書等の売上高等によります。

イ 前年度10月末の直前の事業年度の自己資本額とアの完了実績額の比率

自己資本額÷完了実績額×100	評価点	
10以上	30点	
5以上	10未満	20点
	5未満	10点

ウ 前年度10月末時点での所定の国家資格等を有する技術者数

下表の(ア)×5+(イ)×2	評価点	
110以上	150点	
65以上	110未満	125点
40以上	65未満	100点
15以上	40未満	75点
	15未満	50点

(対象資格)

	(ア)	(イ)
測量	測量士	測量士補
土木設計	測量士、技術士（建設部門、上下水道部門、農業部門（選択科目：農業農村工学）、森林部門（選択科目：森林土木）、水産部門（選択科目：水産土木）、応用理学部門（選択科目：地質）、総合技術監理部門（選択科目：前述部門と同じ）	測量士補、1級土木施工管理技士、RCCM
建築設計	1級建築士、建築設備士	2級建築士、建築積算士

(2) 京都市評価事項に係る点数

ア 前年度10月末までに契約した京都市（市役所・住宅供給公社）発注業務（対象種目に係るもの）の1件最高履行額（当初契約金額。JVの場合は出資比率である分）

		評価点
500百万円以上		200点
400百万円以上	500百万円未満	185点
300百万円以上	400百万円未満	170点
200百万円以上	300百万円未満	155点
100百万円以上	200百万円未満	140点
90百万円以上	100百万円未満	130点
80百万円以上	90百万円未満	120点
70百万円以上	80百万円未満	110点
60百万円以上	70百万円未満	100点
50百万円以上	60百万円未満	90点
40百万円以上	50百万円未満	80点
30百万円以上	40百万円未満	70点
20百万円以上	30百万円未満	60点
10百万円以上	20百万円未満	50点
9百万円以上	10百万円未満	45点
8百万円以上	9百万円未満	40点
7百万円以上	8百万円未満	35点
6百万円以上	7百万円未満	30点
5百万円以上	6百万円未満	25点
4百万円以上	5百万円未満	20点
3百万円以上	4百万円未満	15点
2百万円以上	3百万円未満	10点
1百万円以上	2百万円未満	5点
1百万円未満		0点

イ 京都市（市役所）の対象種目の競争入札参加資格の継続年度数

		評価点
5年以上		50点
4年以上	5年未満	40点
3年以上	4年未満	30点
2年以上	3年未満	25点
2年以上	2年未満	20点
1年以上	2年未満	15点
1年以上	1年未満	10点
6年以上	1年未満	5点
4年以上	6年未満	3点
4年未満		0点

※ 格付種目と同じ名称の種目の参加資格が対象です。

ウ 前年度10月末までの1年間の京都市（市役所・住宅供給公社）の競争入札参加停止期間

参加停止月数（1か月未満切上げ）×▲10点（上限▲360点）

エ SDGsに資する取組

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- 前年度10月末時点での対象種目に係るISO9000シリーズの認証取得

10点

※ 格付種目に係る部署等が認証対象である必要があります。

- 前年度10月末時点で官公需適格組合として中小企業庁の証明を受けている組合

10点

- 前年度10月末時点での対象種目に係るKES又はISO14000シリーズの認証取得

10点

※ 格付種目に係る部署等が認証対象である必要があります。

- 前年度6月1日時点での障害者法定雇用率の達成

10点

- 前年度10月末時点での災害発生時応急協定締結団体への加入

	評価点
京都市（市役所）と締結している団体に加入	10点
京都市（市役所）と締結しておらず、京都府と締結している団体に加入	5点

- 前年度10月末時点での次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出

5点

- 前年度10月末時点での(1)ウの資格を有する女性技術者の雇用

5点

※ 格付種目に係る部署等の女性技術者が対象です。

- 前年度10月末までの4年7か月間の暴力団不当要求防止責任者講習の受講

10点

※ 令和6年度格付では、受講日が平成31年4月～令和5年10月です。

- 前年度10月末時点での京都市消防団協力事業所の認定

10点

(3) 点数以外の要件

ア 国への登録

測量	国の測量業者登録
土木設計	建設コンサルタント登録、国の測量業者登録
建築設計	1級建築士事務所登録

イ 昇格・降格等の取扱い

格付待機期間	京都市内に本店（主たる事務所）を有する中小企業として対象種目に登録した年度・翌年度は格付を行いません。 ※ 待機期間中も格付申請は必要ですが、結果通知は行っていません。
新規格付等級	新たに格付を行う場合は、B等級とします。
昇格要件	前年度の在籍等級及びそれより上位の等級を対象とした京都市（市役所・住宅供給公社）発注業務の前年度10月末までの6年7か月間の受注実績がない場合は、昇格しません。 ※ 例えば、令和5年度にB等級だった場合は、平成29年4月～令和5年10月においてA等級及びB等級を対象とした業務を落札・契約していなければ、令和6年度は昇格しません。 ※ 随意契約、単価契約を除きます。 ※ 格付種目と同じ名称の種目の業務が対象です。
昇格なし	新年度を通して参加停止が継続する場合等、昇格の必要・効果が少ないと認められる場合は、昇格しません。
格付なし	要件を満たす申請書類が提出されなかった場合は、格付を行わず、入札参加停止措置を行います。

4 予定価格と等級の関係

	等級	予定価格（税込）の範囲
測量	A	10百万円以上
	B	10百万円未満
土木設計	A	10百万円以上
	B	10百万円未満
建築設計	A	7.5百万円以上
	B	7.5百万円未満

※ 等級ではなく、同種業務の履行実績、技術者資格等を入札参加要件とすることがあります。

令和7年度格付（7年4月～8年3月）から、等級格付制度の改正を行います。
詳しくは、[京都市入札情報館の「お知らせ」のページ](#)を御覧ください。